

資金移動業者との口座連携に係る特約 新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>本特約は、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）と資金移動業者（次条第 1 項で定義する。）が口座連携（次条第 2 項で定義する。）を行い、<u>資金移動業者が提供する資金移動業者の行う各サービスにおいて、当社口座で不正利用（次条第 4 項で定義する。）が発生した場合の連絡体制や利用者（次条第 5 項で定義する。）が被った損害の補償などの事項について定めることを目的とする。</u>なお、本特約に定めのない事項については、当社の他の規定、規則等すべて当社の定めるところによるものとし、それらはインターネットホームページへの掲示により告知するものとする。</p> | <p>本特約は、<u>提携サービス基本規定に付随する規定として、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）と資金移動業者が口座連携を行う場合の取り扱い</u>について定めることを目的とする。</p> <p><u>提携サービス基本規定の各条項と本特約が矛盾、抵触する場合は、本特約が優先して適用される。</u></p> <p><u>資金移動業者に該当するお客さまが、当社から、提携サービスのうち口座連携サービスの提供を受ける場合、本特約の定めを確認し、同意したものと</u>して取り扱う。</p> <p>なお、本特約に定めのない事項については、当社の他の規定、規則等すべて当社の定めるところによるものとし、それらはインターネットホームページへの掲示により告知するものとする。</p> |
| <p>第 1 条（定義）</p> <p>1. 「<u>資金移動業者</u>」とは、<u>資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第 2 条第 2 項に該当するもの</u>をいう。</p> <p>2. 「<u>口座連携</u>」とは、<u>資金移動業者が当社の提供する XML 口座振替サービスおよび口座振替リアルタイム契約サービス等（以下「本銀行機能」という。）を用いて、本提携先サービス（次項で定義する。）に関する資金移動業者の利用者（第 5 項で定義する。）にチャージ機能を提供することをいう。</u></p> <p>3. 「<u>本提携先サービス</u>」とは、<u>口座連携を行う資金移動業者が資金移動業者の利用者（第 5 項で定義する。）に提供するサービス</u>をいう。</p> | <p>第 1 条（定義）</p> <p><u>本規定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>資金移動業者</u> <u>資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）に定める登録を受けて資金移動業を営む者</u>をいう。</p> <p>(2) <u>口座連携</u> <u>資金移動業者が、当社の提供する XML 口座振替サービスおよび口座振替リアルタイム契約サービス等の本銀行機能を用いて、当該資金移動業者が提供するサービスの利用者に、資金のチャージ機能を提供することをいう。</u></p> <p>(3) <u>本銀行機能</u> <u>当社がお客さまに提供する、XML 口座振替サービスおよび口座振替リアルタイム契約サービス等の口座連携のための機能</u>をいう。</p> <p>(4) <u>本提携先サービス</u> <u>口座連携を行う資金移動業者が、資金移動業者の利用者に提供するサービス</u>をいう。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>4. 「不正利用」とは、第三者による不正なログインおよび口座振替契約時の認証情報の不正取得、それらに伴う不正な資金の移動をいう。</p> <p>5. 「利用者」とは、<u>資金移動業者の行う各サービスを利用している者をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(5) 利用者 <u>資金移動業者が提供する各サービスを利用している者をいう。</u></p> <p>(6) 不正利用 第三者による不正なログイン、<u>口座振替契約時の認証情報の不正取得およびそれらに伴う不正な資金の移動をいう。</u></p> <p>(7) 被害者 <u>本提携先サービスの不正利用によって預金の不正払戻の被害を被った当社の預金者（利用者であるか否かを問わない。）をいう。</u></p> <p>第2条（利用申込）</p> <p>1. <u>関連法令等に定める登録を完了させたお客さまが、本銀行機能の利用を申し込むことができる。</u></p> <p>2. <u>お客さまは、本銀行機能の利用にあたり、銀行法に関する法律等の法令その他監督官庁から発出されたガイドライン等を遵守しなければならない。</u></p> |
| <p>第2条（本提携先サービスに係るリスク評価等）</p> <p>1. 資金移動業者は、当社口座連携を含む本提携先サービス全体に係るリスク評価、ならびに利用者の保護（被害補償のための体制や資金面の状況を含む。以下同じ。）、セキュリティ（認証方法を含む。以下同じ。）、顧客管理態勢（アカウント開設時の本人確認プロセスおよび取引時確認、ならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止を含む。以下同じ。）の確認を行うために必要となる、質問への相手方への回答および関連資料の提出を行うものとする。</p> <p>2. 当社は、資金移動業者が口座連携を含む本提携先サービス全体に係るリスク評価および本銀行機能に係る認証方法の確認を行うために必要となる質問への相手方への回答および関連資料の提出を行うものとする。</p> <p>3. 当社および資金移動業者は、前各項に基づき行うリスク評価や検証に係る作業につい</p> | <p>(削除)</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>て相手方に協力するものとする。</p> <p>4. 当社は、本銀行機能の内容に重要な影響のある変更（認証方法の変更はこれに該当するものとする。）を行おうとするときは、資金移動業者に対し、当該変更の内容を通知するものとする。</p> <p>5. 資金移動業者は、利用者等の保護、セキュリティおよび顧客管理態勢に重要な影響のある変更（認証方法の変更、サービスまたはビジネスモデルに係る変更はこれに該当するものとする。）を行おうとするときは、当社に対し、当該変更の内容を通知するものとする。</p> <p>第3条（不正防止、利用者等の保護等）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 資金移動業者は、本提携先サービスに関する利用者および本提携先サービスの不正利用によって預金の不正払戻の被害を被った当社の預金者（利用者であるか否かを問わないものとし、以下「被害者」という。）からの苦情、問い合わせ等に対応するため、問い合わせ窓口を設置し、当社に通知するとともに、利用者に情報を提供し、利用者外に周知するものとする。本提携先サービスに関して利用者および被害者から苦情、問い合わせ等が寄せられたときは、資金移動業者は適切かつ迅速に対応するものとする。資金移動業者は、利用者および被害者からの苦情、問い合わせ等に対応するうえで必要な当社の協力を求めることができるものとする。</p> <p>3～10 （略）</p> <p>第4条（不正利用発生時の対応）</p> <p>1. 当社および資金移動業者は、口座連携に関し、不正利用を認識した場合、直ちに相手方に報告するものとする。</p> <p>2. 当社および資金移動業者は、口座連携に関し、不正利用を認識した場合、速やかに実施可能な対策（被害を最小限にとどめる措置を含む。）を講じたうえで、相手方と協力して原因の究明および対策を行う。当社および資金移動業者は、十分な対策が講じられるまでの間、口座連携を制限または停止することができる。</p> | <p>第3条（不正防止、利用者等の保護等）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 資金移動業者は、本提携先サービスに関する利用者および被害者からの苦情、問い合わせ等に対応するため、本銀行機能を利用した本提携先サービスを利用者に提供する前までに、問い合わせ窓口を設置し、当社に通知する。あわせて、問い合わせ窓口の情報を利用者に提供し、利用者外に周知する。本提携先サービスに関して利用者および被害者から苦情、問い合わせ等が寄せられたときは、資金移動業者は適切かつ迅速に対応するものとする。資金移動業者は、利用者および被害者からの苦情、問い合わせ等に対応するうえで必要な当社の協力を求めることができるものとする。</p> <p>3～10 （略）</p> <p>第4条（不正利用発生時の対応）</p> <p>1. 当社および資金移動業者は、口座連携に関し、不正利用を認識した場合、直ちに相手方に報告するものとする。 (削除)</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p data-bbox="136 167 286 199">3～6 (略)</p> <p data-bbox="107 263 427 295">第5条 (利用者への補償)</p> <p data-bbox="152 311 235 343">(省略)</p> <p data-bbox="107 406 663 438">第5条の2 (利用者ではない被害者への補償)</p> <p data-bbox="152 454 235 486">(省略)</p> <p data-bbox="107 550 461 582">第6条 (継続的な情報連携)</p> <p data-bbox="136 598 1115 774">1. 当社は、定期的にまたは必要に応じて、資金移動業者に対し、<u>口座連携を含む本提携先サービス全体に係るリスク評価、ならびに資金移動業者の利用者等の保護、セキュリティ、顧客管理態勢の確認のために必要となる報告または資料の提出を求めることができ、資金移動業者は実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じるものとする。</u></p> <p data-bbox="136 1125 1115 1300">2. 資金移動業者は、定期的にまたは必要に応じて、当社に対し、<u>口座連携を含む本提携先サービス全体に係るリスク評価を行うため必要となる報告または資料の提出を当社に求めることができ、当社は実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じるものとする。</u></p> <p data-bbox="129 1364 212 1396">(新設)</p> | <p data-bbox="1164 167 1314 199">2～5 (略)</p> <p data-bbox="1137 263 1458 295">第5条 (利用者への補償)</p> <p data-bbox="1180 311 1263 343">(省略)</p> <p data-bbox="1137 406 1693 438">第5条の2 (利用者ではない被害者への補償)</p> <p data-bbox="1180 454 1263 486">(省略)</p> <p data-bbox="1137 550 1547 582">第6条 (継続的な情報提供協力)</p> <p data-bbox="1167 598 2148 726">1. 当社は、定期的にまたは必要に応じて、資金移動業者に対し、<u>次の目的のために必要となる報告または関連資料の提出を求めることができる。要請を受けた資金移動業者は、実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じるものとする。</u></p> <p data-bbox="1205 742 1895 774"><u>(1) 口座連携を含む本提携先サービス全体に係るリスク評価</u></p> <p data-bbox="1205 790 2148 869"><u>(2) 利用者等の保護 (被害補償のための体制や資金面の状況を含む。以下同じ。)</u></p> <p data-bbox="1205 885 1850 917"><u>(3) セキュリティ (認証方法を含む。以下同じ。) の確認</u></p> <p data-bbox="1205 933 2148 1013"><u>(4) 顧客管理態勢の確認 (アカウント開設時の本人確認プロセスおよび取引時確認、ならびにマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止を含む。以下同じ。)</u></p> <p data-bbox="1205 1029 2148 1109"><u>(5) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策をはじめとする金融機関等に求められる義務の履行</u></p> <p data-bbox="1167 1125 2148 1252">2. 資金移動業者は、定期的にまたは必要に応じて、当社に対し、<u>次の目的のために必要となる報告または関連資料の提出を求めることができる。要請を受けた当社は、実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じるものとする。</u></p> <p data-bbox="1205 1268 1895 1300"><u>(1) 口座連携を含む本提携先サービス全体に係るリスク評価</u></p> <p data-bbox="1205 1316 1671 1348"><u>(2) 本銀行機能に係る認証方法の確認</u></p> <p data-bbox="1167 1364 2148 1444">3. 当社および資金移動業者は、<u>前各項に基づき行うリスク評価や検証に係る作業について相手方に協力するものとする。</u></p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>第7条 (免責)</p> <p>1. <u>当社および資金移動業者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により相手方に生じた損害について責任を負わない。</u></p> <p>2. <u>資金移動業者は、利用者との間の本提携先サービスその他の取引について、本条に定めるものを除き、一切の責任を負うものとし、これに関して当社に生じた損害を補償する。ただし、当社の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。</u></p> <p>3. <u>当社は、資金移動業者から受信した振替依頼データの正確性を確認する義務を負わないものとし、当該振替依頼データに誤りがあったとしても、資金移動業者は当該振替依頼データに基づいて責任を負うものとする。</u></p> <p>第8条 (秘密保持義務)</p> <p>1. <u>当社および資金移動業者は、本特約を通じて知り得た相手方の情報 (秘密情報であることを明示したものに限る。以下「秘密情報」という。) を、本特約の有効期間中および本特約終了後も厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面等による承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、または本特約の履行以外の目的に使用してはならない。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、個人情報にあ</u></p> | <p>4. <u>当社は、本銀行機能の内容に重要な影響のある変更 (認証方法の変更はこれに該当するものとする。) を行おうとするときは、資金移動業者に対し、当該変更の内容を通知する。</u></p> <p>5. <u>資金移動業者は、利用者等の保護、セキュリティおよび顧客管理態勢に重要な影響のある変更 (認証方法の変更、サービスまたはビジネスモデルに係る変更はこれに該当するものとする。) を行おうとするときは、当社に対し、当該変更の内容を通知するものとする。</u></p> <p>第7条 (免責)</p> <p>(削除)</p> <p>1. <u>資金移動業者は、利用者との間の本提携先サービスその他の取引について、本条に定めるものを除き、一切の責任を負うものとし、これに関して当社に生じた損害を補償する。ただし、当社の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。</u></p> <p>2. <u>当社は、資金移動業者から受信した振替依頼データの正確性を確認する義務を負わないものとし、当該振替依頼データに誤りがあったとしても、資金移動業者は当該振替依頼データに基づいて責任を負うものとする。</u></p> <p>第8条 (秘密保持義務)</p> <p><u>提携サービス基本規定の記載に加え、次のとおり取り決める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p><u>たるものを除き、秘密情報にあたらぬものとする。</u></p> <p>(1) <u>開示の時点で既に被開示者が保有していた情報</u></p> <p>(2) <u>秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報</u></p> <p>(3) <u>開示の時点で公知の情報</u></p> <p>(4) <u>開示後に被開示者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報</u></p> <p>(5) <u>開示される以前から被開示者が適法に保有していた情報</u></p> <p>3. <u>秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）は、自己の従業者といえども本特約履行のために秘密情報を知る必要がある者に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた従業者が秘密情報を本特約履行以外の目的に利用し、第三者に開示、提供または漏洩しないよう厳重に指導および監督しなければならない。なお、受領者は、本特約における自己の義務と同等の義務を従業者に課すものとする。</u></p> <p>4. 第 1 項にかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合には、秘密情報を第三者に開示または提供できる（以下、開示または提供を許諾された第三者を「第三受領者」という。）ものとする。</p> <p>ただし、開示する秘密情報は、本特約履行のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限る。また、受領者は、本特約における自己の義務と同等の義務を第三受領者に課すものとし、かつ、第三受領者の責めに帰すべき事由により生じた開示者の損害を賠償する責任を負うものとする。</p> <p>(1) 開示者の事前の書面等による承諾がある場合</p> <p>(2) 弁護士、会計士等の法律上秘密保持義務を負う外部の専門家に提供または開示する場合</p> <p>5. <u>受領者は、法令による場合、裁判所もしくは政府機関その他公的機関による命令、要求もしくは要請がある場合、または証券取引所、自主規制機関もしくは海外の類似の機関、証券取引所もしくは自主規制機関の規則による場合は、これらに従うために必要な限りにおいて、秘密情報を開示することができる。ただし、この場合、開示を行った受領者は、法令等に反しない範囲で、開示した旨および開示内容を速やかに相手方に通知するものとする。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>1. <u>秘密情報を受領した当事者は、次の各号に定める場合にのみ、秘密情報を第三者に開示または提供できる（以下、開示または提供を許諾された第三者を「第三受領者」という。）ものとする。</u></p> <p>ただし、開示する秘密情報は、本特約履行のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限る。また、受領者は、本特約における自己の義務と同等の義務を第三受領者に課すものとし、かつ、第三受領者の責めに帰すべき事由により生じた開示者の損害を賠償する責任を負うものとする。</p> <p>(1) 開示者の事前の書面等による承諾がある場合</p> <p>(2) 弁護士、会計士等の法律上秘密保持義務を負う外部の専門家に提供または開示する場合</p> <p>2. <u>秘密情報を受領した当事者は、国内または海外の証券取引所もしくは自主規制機関等の規則による場合は、これらに従うために必要な限りにおいて、秘密情報を開示できる。ただし、この場合、開示を行った受領者は、法令等に反しない範囲で、開示した旨および開示内容を速やかに相手方に通知するものとする。</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>6. <u>第 1 項にかかわらず、不正利用に関する秘密情報については、当社は第 4 条第 4 項および本条と同等の内容を合意している他事業者に対し、第 4 条第 4 項と同様の合意内容にしたがって本条と同等の合意内容の対象となることを条件として提供することができ、資金移動業者は第 4 条第 5 項および本条と同等の内容を合意している他銀行等に対し、第 4 条第 5 項と同様の合意内容にしたがって本条と同等の合意内容の対象となることを条件として提供することができる。</u></p> | <p>3. 不正利用に関する秘密情報については、当社は第 5 条第 4 項および本条と同等の内容を合意している他事業者に対し、第 5 条第 4 項と同様の合意内容にしたがって本条と同等の合意内容の対象となることを条件として提供することができ、資金移動業者は第 5 条第 5 項および本条と同等の内容を合意している他銀行等に対し、第 5 条第 5 項と同様の合意内容にしたがって本条と同等の合意内容の対象となることを条件として提供することができる。</p> |
| <p>第 9 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. <u>当社および資金移動業者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。</u></p> <p><u>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>2. <u>当社および資金移動業者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わない。</u></p> <p><u>(1) 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相</u></p> | <p>(削除)</p> |

| 旧 | 新 |
|--|-------------------------|
| <p><u>手方の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>(5) その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>3. <u>当社および資金移動業者（以下、本条において「解除当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく本特約を解除することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の規定の適用により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解除当事者に何らの請求もできない。</u></p> <p>第 10 条（経済制裁への対応）</p> <p>1. <u>当社および資金移動業者は、国際連合、日本政府または外国政府のいずれかによって経済制裁の対象とされている者（指定されている場合に限られず、支配関係、所在国等により対象となる場合を含む。以下、「経済制裁対象者」という。）ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。</u></p> <p>2. <u>当社および資金移動業者（以下、本条において「解除当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が経済制裁対象者に該当し、または前項の規定にもとづく表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく本特約を解除することができる。</u></p> <p>3. <u>前項の規定の適用により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解除当事者に何らの請求もできない。</u></p> <p>第 11 条（解約・解除）</p> <p>1. <u>当社または資金移動業者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、本特約は直ちに終了するものとする。</u></p> <p><u>(1) 本提携先サービスまたは本銀行機能を提供するために必要な許認可が取り消された場合</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(2) 破産手続の開始決定があった場合</p> <p>2. 各当事者（以下、本項において「解除当事者」という。）は、相手方（以下、本項において「違反当事者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告を要することなく、口座連携を停止し、または本特約を解除することができるものとする。</p> <p><u>ただし、違反当事者が業務改善命令を受けて第2号に該当する事由が発生したものの、解除当事者による当該事由に基づく解除がなされる前において、違反当事者が、業務改善計画を監督官庁等に提出し受理されたことを、書面等により解除当事者に通知した場合は、違反当事者が当該業務改善計画に沿って業務を継続していると認められる限り、解除当事者は当該事由のみを理由とする解除をすることはできないものとする。</u></p> <p>(1) 本特約について重大な違反があった場合</p> <p>(2) 本提携先サービスまたは本銀行機能に関する業務停止命令または業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けた場合</p> <p>(3) 所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押もしくは差押の命令、通知が発送されたとき、またはその他の強制執行の申し立てを受けた場合</p> <p>(4) 支払停止の状態になった場合、または手形交換所もしくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合</p> <p>(5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続もしくは私的な整理手続の開始の申し立てを行った場合、またはこれらについての申し立てを受けた場合</p> <p>3. 各当事者（以下、本項において「解除当事者」という。）は、相手方（以下、本項において「違反当事者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、口座連携を停止し、または本特約を解除することができるものとする。</p> <p>(1) 本特約について違反があった場合</p> <p>(2) 解散、合併、会社分割、事業の全部または重要な一部の譲渡を決定した場合</p> <p><u>（ただし、本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業が対象とならない合併、会社分割もしくは事業の譲渡または本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業のす</u></p> | |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>べてが解除当事者が適当と認める第三者に承継される合併、会社分割もしくは事業の譲渡を除く。)</p> <p>(3) 違反当事者の業務の健全かつ適切な運営が確保されていないおそれがあると解除当事者が客観的かつ合理的な事由により認めた場合、利用者の利益を害するおそれがあると当社が客観的かつ合理的な事由により認めた場合、または利用者等の保護を図る必要がある場合</p> <p>(4) 前各号のほか、本特約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合、または本特約を存続させることが不相当と認められる重大な事由があるとき。</p> <p>4. 前三項の規定の適用により相手方に損害が生じた場合であっても、解除した当事者は一切の責任を負わないものとする。</p> | |
| <p>第 12 条 (権利義務等の譲渡禁止)</p> <p>当社および資金移動業者は、相手方の事前の書面等による承諾のない限り、本特約上の地位ならびに本特約によって生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供してはならない。ただし、当社は本銀行機能に係る事業の全部または一部を第三者に譲渡または承継させる場合に本特約上の地位ならびに本特約によって生じる権利義務の全部を資金移動業者に通知したうえで譲渡または承継の対象とすることができ、資金移動業者は本提携先サービスに係る事業の全部または一部を当社が適当と認める第三者に譲渡または承継させる場合に本特約上の地位ならびに本特約によって生じる権利義務の全部を当社に通知したうえで譲渡または承継の対象とすることができる。</p> | <p>第 9 条 (権利義務等の譲渡禁止)</p> <p>(略)</p> |
| <p>第 13 条 (誠実協議)</p> <p>本特約に定めのない事項または本特約の解釈に疑義が生じた場合には、当社および資金移動業者が誠実に協議し、その解決に努める。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第 14 条 (本特約の変更)</p> | <p>第 10 条 (本特約の変更)</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>1. 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、<u>変更するものとします。</u></p> <p>2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の特約の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより<u>周知します。</u></p> <p>3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までには変更の内容に応じて<u>相当の期間をおくものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">【2021 年 9 月 1 日】</p> | <p>1. 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、<u>変更する。</u></p> <p>2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の特約の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより<u>周知する。</u></p> <p>3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までには変更の内容に応じて<u>相当の期間をおくものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">【2025 年 4 月 10 日】</p> |

施行日：2025 年 4 月 10 日